

市役所のこんな仕事あんな仕事

今月号は税務課をご紹介します。

税務課

「税金」と聞くと大半の方が無ければいいな、と思われることでしょう。でも税金によつて、道路・上下水道・公園などの公共施設が整備されたり、教育・社会保険・生活保護・消防などの公共サービスが充実されたりなど、皆さんの生活の基盤となる諸条件を整えるためのものであり、安全で豊かな生活を維持し、確保するためにはなくてはならないものです。

憲法第三〇条の国民の三大義務の一つである納税の義務が、公平かつ正大に実施されるよう、職員一同、日夜努力しています。

管理収税係

管理収税係は、税金の徴収と、税務課全体の庶務をおもに担当しています。

	普通税	目的税
道府県税	道府県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税、固定資産税(特例分)、地方消費税	自動車取得税、軽油取引税、水利地益税、入猟税
市町村税	市町村税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉦産税、特別土地保有税	都市計画税、入湯税、入事業所税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税

税金と一口に言ってもいろいろな種類・目的があり、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税、さらに、地方税は、道府県税と市町村税に分かれ、これらが、左表にあるように、税金の使いみちで区別され、一般的な財源にあてられる普通税と、特定の行政活動のための財源にあてられる目的税に分けられます。

以上のように多種多様な税金を、公平に負担をいただくため、徴収活動には、特に力をいれています。

税金は、納期限内に納付書あるいは、口座振替払い等で、納めていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

課税係

昨年の機構改革により新しい係として誕生し、資産税担当と市民税担当に分かれて事務を行っています。

資産税担当のおもな仕事は、毎年一月一日(賦課期日)に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方の資産を評価し、その価格を決定して、それをもとに課税標準額を算定します。

その算定された課税標準額に税率を乗じて税額が決定され、税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知しています。

土地と家屋については、原則として三年ごとに評価額を見直す制度がとられています。なお、固定資産税は国が定めた固定資産評価基準に基づ



毎年おこなわれる納税相談

き、評価の適正化と均衡化を確保しながら、固定資産の評価を決定し適正な課税に努めています。

次に市民税担当のおもな仕事には、個人の前年の収入に対して課税する市・県民税と、法人に課税する法人市民税があります。

市民税担当の最大の仕事は、毎年二月中旬から三月中旬にかけて行われる納税相談(確定申告及び住民税申告の受付)です。ここで受け付けした申告書やその他の資料をもとに市・県民税を算定し、税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知します。

市・県民税は、住民にとって

身近な仕事の費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格のものなので、公平な税金の課税に努めています。

市・県民税、固定資産税などに関するご質問は、課税係へお気軽にお問い合わせください。

市役所代表 54-1111

(庁舎2階)

管理収税係 (内線 262・267)

課税係

- ・市民税担当 (内線 263・264)
- ・資産税担当 (内線 265・266)

次回は都市整備課をご紹介します。

税務課